

## I. 野鳥におけるサーベイランス（調査）の概要



## I.1. 野鳥におけるサーベイランス（調査）の概要

### I.1.1. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、我が国における野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスのモニタリングシステム（サーベイランス）の効率化を図り、関係機関との協力・連携のもと、高病原性鳥インフルエンザウイルスの早期発見と大量発生時の円滑な対応、また技術的な対応能力の向上を図ることを目的としている。

なお、高病原性鳥インフルエンザは家きん<sup>1</sup>の疾病的名称であるが、本マニュアルでは、野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合を野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生と呼び、これには環境試料（糞便、水等）から当該ウイルスが検出された場合も含むこととする。

### I.1.2. 野鳥での対応の意義

高病原性鳥インフルエンザは、その伝播力の強さ、家きんに対する高致死性から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であり、家畜伝染病予防法の対象疾病の一つとなっている。野鳥においても、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染により、過去にインドガン（2005年、中国）、希少鳥類のケープペンギン（2019年、南部アフリカ）、クロヅル（2021年、イスラエル）、希少鳥類のミツユビカモメ（2023年、ノルウェー）、ハクガン（2024年、メキシコ）等の大量死の報告がある。国内では2022年11月から2023年1月にかけて鹿児島県出水市においてナベヅル及びマナヅルの大量死が発生した。また海外では、濃厚な接触を通じた人への感染事例も報告されている。

日本の野鳥、家きん及び飼養鳥においても平成16年（2004年）から断続的に感染が確認され、令和2年（2020年）以降は毎年感染が確認されている（情報編参照）。これらの中には上記のナベヅル、マナヅルのほか、クマタカ、オジロワシ等の希少鳥類での感染が含まれる。クマタカ等の猛禽類の主な感染理由としては感染鳥類の捕食による二次感染が考えられている。哺乳類でも、海外ではイエネコや野生の食肉目、げっ歯目、鯨目等の動物への感染事例が報告されており、国内では令和4年（2022年）及び令和5年（2023年）にキツネ及びタヌキ、令和7年（2025年）にはゼニガタアザラシ及びラッコでの感染が確認されている。また、感染個体を捕食したカラス類やテン、イタチ、ネズミ類等が、高病原性鳥インフルエンザウイルスを拡散する可能性も懸念される。感染拡大の防止には感染鳥類の早期発見、早期回収が重要である。

このように、高病原性鳥インフルエンザは、家きん産業への影響に加え、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼしている。これらのリスクに適切に対処するため、必要なサーベイランス等を研究機関等と連携して実施するとともに、サーベイランス等により得られた情報を公衆衛生・家畜衛生分野の関係機関と迅速に情報共有し、連携することが重要であ

<sup>1</sup> 家畜伝染病予防法において高病原性鳥インフルエンザの対象となる家きんの中には、国内で野生下に生息する種（ウズラ、キジなど）も含まれるが、それらのうち人に飼養されているもののみが当該法の対象とされ、野生状態のものは野鳥として扱われる。

る。以上より、高病原性鳥インフルエンザは日本の鳥獣の保護及び管理における重要な課題であることから、科学的根拠に基づく適正な対応が必要である。

### I.1.3. 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの法令等での位置づけ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第3条に基づく鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）Ⅲ第九6（感染症への対応）では「生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。」とされている。対策の実施に当たっては、本マニュアル等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備し、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり・野鳥との接し方等の住民への情報提供等を実施し、さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の野鳥の生息状況把握に努める（p.13-14 参考1 関係法令等）。

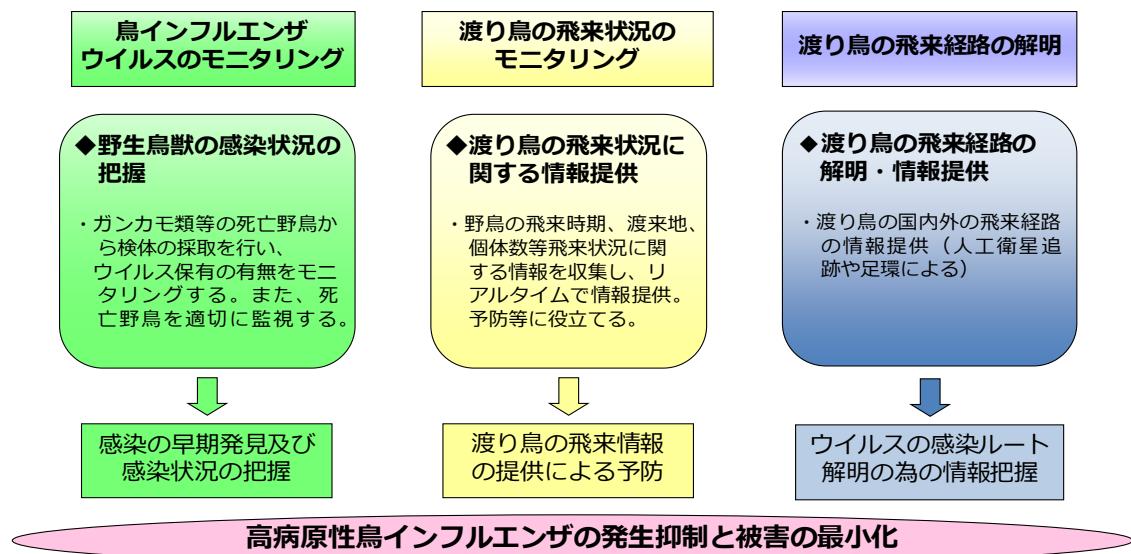
高病原性鳥インフルエンザは家きん産業への影響が大きく、家きんにおける防疫対策のなかでも野鳥対策が重視されており、家畜伝染病予防法では、野鳥の検査、消毒や通行の制限及び農林水産大臣と環境大臣の連携規定が設けられており、これらの対応については、同法に基づく「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に整理されているところである。さらに、高病原性鳥インフルエンザは鳥獣と人・家畜の間で伝播する共通感染症であり、人への感染が海外では確認されているため、関係機関は多岐にわたり、各担当部局との連携が不可欠である。

なお、家きんを除く飼養鳥に関しては、別途、環境省（自然環境局動物愛護管理室）が定める「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」により対応するものとする。

#### I.1.4. 環境省の取組

環境省では、野鳥の高病原性鳥インフルエンザに関する基本的取組として、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランス、渡り鳥飛来状況のモニタリング、渡り鳥の飛来経路の解明を実施し、高病原性鳥インフルエンザの発生抑制と被害の最小化に努めている。

#### 野鳥の高病原性鳥インフルエンザに関する環境省の取組



#### I.1.5. 対応レベル及び検査優先種の設定と調査の概要

本サーベイランスでは、対応レベルに応じて、鳥類生息状況等調査（渡り鳥飛来状況・鳥類相調査、野鳥の異常の監視等）とウイルス保有状況調査（死亡野鳥等調査）を実施する。

##### ○対応レベルの設定

高病原性鳥インフルエンザの発生状況により環境省が対応レベルを設定し、都道府県鳥獣行政担当部局等に通知する。

渡り鳥（ガンカモ類）の飛来は全国各地で比較的短期間の同様な時期に確認されることに鑑み、全国一律で対応レベルを引き上げ、早期警戒を行う必要がある。引き下げについても、渡りの時期の鳥類の移動が速やかであることに鑑み、全国一律で対応レベルを引き下げる。一方、春の渡りの時期がおおむね終了した後は、ガンカモ類の長距離移動によるウイルス拡散の可能性は低く、地域ごとに対応することが適切と考えられる。したがって、対応レベルを以下のように設定する。

- ◆ 渡り鳥（ガンカモ類）が国内に飛来し始める9月から繁殖地へ戻るための北上がおおむね完了する4月末までは、全国一律で対応レベルの引き上げ、引き下げを行う。
- ◆ 渡り鳥（ガンカモ類）の春の渡りが国内のほとんどの地域で見られなくなる5月から、秋の渡りが始まる8月末までは、新規に発生あるいは発生が継続している地域

のみを対象に対応レベルの引き上げ・継続を行うこととし、その対象地域は、原則として「当該都道府県及び陸地で隣接する都道府県」とする。なお、島嶼で新規に発生あるいは発生が継続している場合の対応レベルの引き上げ・継続の対象は、原則として「当該島嶼のある都道府県のみ」とする。

対応レベルの設定は以下を基本とし（p.9 表 I-1）、対応レベル毎に鳥類生息状況等調査の内容やウイルス保有状況調査の対象範囲、対応の内容を変更する（p.9 表 I-2）。

- ◆ 対応レベル 1：発生のない時（通常時）
- ◆ 対応レベル 2：国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
- ◆ 対応レベル 3：国内単一箇所発生から 28 日間以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※環境試料（糞便、水等）や哺乳類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合を含むただし、近隣国における発生情報等により、国内での発生状況にかかわらず、対応レベルを上げることもある。

なお、感染の確認（発生）とは、遺伝子検査あるいはウイルス分離検査で高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合とする。

### ○早期警戒期間

渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点から、毎年 9 月～10 月を「早期警戒期間」として、死亡野鳥等調査を強化する。具体的には、早期警戒期間中は、対応レベル 3 相当として、検査優先種 1 と 2 については、1 羽から、検査優先種 3 は 3 羽から、その他の種は 5 羽以上の死亡個体の検査を基本とする（p.9 表 I-3）。都道府県は、過去の発生状況やそれぞれの検査体制等を踏まえて実施して差し支えない。

ただし、全国の対応レベルは国内の発生状況に応じて別途決定することとし、早期警戒期間終了後は、対応レベルに応じた対応とする。

### ○野鳥監視重点区域の指定と監視強化

さらに、以下のいずれかの段階で、発生地周辺（野鳥の死亡個体や衰弱個体、野生の哺乳類の死亡個体や衰弱個体（死亡野鳥等）が回収された場所、糞便等の環境試料が採取された場所、又は飼養鳥や飼養哺乳類、家きんの死亡個体や衰弱個体が回収された場所から半径 10km 以内）を野鳥監視重点区域に指定し、監視を強化する。また、食肉目等の哺乳類で高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた場合及び発生した場合も同様に、発生地周辺を野鳥監視重点区域に指定する。ただし、沿岸 10km 以上離れた海洋で回収された死亡野鳥等において高病原性鳥インフルエンザの存在が見込まれた場合については、海洋における死亡野鳥等の分散等を考慮し、野鳥監視重点区域は指定しない。

➤ 国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：

- ・死亡野鳥等調査を通して野鳥、飼養鳥及び哺乳類において、簡易検査が陽性又は A 型インフルエンザウイルス共通の遺伝子である M 遺伝子（以下「A 型インフルエンザウイルス M 遺伝子」と記載。）が確認された場合
  - ・家きんにおいて、疑似患畜が確認された場合
- 国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：
- ・死亡野鳥等調査を通して野鳥、飼養鳥及び哺乳類並びに大学・研究機関等の調査で採取した環境試料（糞便、水等）等の検査において高病原性の H5 亜型又は H7 亜型のインフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合

また、家きんで発生した場合は、野鳥の監視のために発生農場や発生飼養施設に立ち入るかは、防疫作業を実施する家畜保健衛生所等の指示に従う。

#### ○死亡野鳥等調査の対象種

死亡野鳥等調査の対象種は、表 I-4 (p.10) を基本とする。都道府県は、継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査数を減らす等、検査の効率化を図っても差し支えない（対応編 p.31 II.3.7 参照）。環境省は、検査優先種について今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに通知する。シーズン中も発生状況に応じて対象種の追加や削除、検査の優先順位の決定等、効率的な実施に努めるものとする（対応編 p.29 II.3.4 参照）。

なお、高病原性鳥インフルエンザにより野鳥が頻繁に死亡している地域の近くで哺乳類（食肉目）に神経症状等の異常がみられたり、衰弱、死亡していた場合、又はその他の地域でも異常がみられたり、衰弱、死亡していた個体が感染した野鳥等を捕食したことが疑われる場合は検査対象とする。哺乳類については当面は研究機関と連携し柔軟に調査を行うこととする（対応編 p.26 II.3.1、調査編 p.89 哺乳類の検査について参照）。

#### 検査実施上の留意点

- 重度の神経症状\*\*を呈している、野鳥監視重点区域で感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には、鳥種や羽数に関わらず検査対象とする。
- 継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査数を減らす等、表 I-2 (p.9) にこだわらず、検査の効率化を図っても差し支えない。（対応編 p.32 II.3.7 参照）
- 国内希少野生動植物種 (p.10 表 I-4) については、検査優先種であるか否かにかかわらず、その希少性や生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。

\*\* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態 (p.113 図 IV-4 参照) で、正常に飛翔したり、採食したりすることができないもの。

#### ○対応レベルの引き下げ及び野鳥監視重点区域の解除

高病原性鳥インフルエンザウイルス（遺伝子情報を含む。）が国内で検出された場合、

最後の感染確認個体の回収日の次の日を 1 日目として 28 日目の 24 時に対応レベルを引き下げる。また、同様に野鳥監視重点区域についても、以下を 1 日目として 28 日目の 24 時に解除する。

\* 野鳥、飼養鳥及び哺乳類の場合は回収日の次の日

\* 家きんの場合は防疫措置完了日の次の日

\* 環境試料（糞便、水等）の場合は採取日の次の日

なお、5 月以降も発生が継続している地域（発生都道府県及び陸地で隣接する都道府県）がある場合は、当該地域のみ対応レベル 2 又は 3 を継続し、その他の地域は対応レベル 1 に引き下げる（p.6 対応レベルの設定 参照）。

表 I-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

対象地 発生状況	全国	発生地*周辺（発生地から半径 10 km 以内）
通常時	対応レベル 1	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル 2	
国内複数箇所発生時	対応レベル 3	野鳥監視重点区域に指定
近隣国発生時等	対応レベル 2 又は 3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

\* 緊急的に警戒が必要となる野鳥や飼養鳥、哺乳類の発生見込み事例（簡易検査陽性や A 型インフルエンザウイルス M 遺伝子陽性の場合）や、家きん等の疑い事例の発生地を含む（p.6 参照）。

表 I-2 対応レベルの実施内容

対応 レベル 等	鳥類生息状 況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応 レベル 1	情報収集 監視	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応 レベル 2	監視強化	1 羽以上	2 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応 レベル 3	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上
野鳥監視重 点区域	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	3 羽以上

- 同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。沿岸・海洋の場合は海流等の環境を鑑み関連した場所）で数日間（おおむね 3 日間程度）に発見された死亡個体や衰弱個体の合計羽数が表の羽数に該当した場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり具体的な数値を示すのは困難である。そのため、同一場所の範囲は、地域の鳥類に詳しい研究者等と相談し、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- 重度の神経症状を呈している、野鳥監視重点区域で感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には、鳥種や羽数に関わらず検査対象とする。
- 継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査数を減らす等、表 I-2 にこだわらず、検査の効率化を図っても差し支えない。（対応編 p.32 II.3.7. 参照）
- 国内希少野生動植物種（p.10 表 I-4）については、検査優先種であるか否かにかかわらず、その希少性や生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。

表 I-3 早期警戒期間（9～10 月）中の調査実施内容

鳥類生息状況等 調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
情報収集 監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上

- 早期警戒期間は毎年 9 月から 10 月末までとする。当該期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行する。

表 I-4 検査優先種

(11 目 14 科)

検査優先種 1 (19 種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ*コブハクチョウ*コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オジロワシ オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成 22 年度以降の発生時を合わせた感染確認率が 5%以上であった種
カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ	重度の神経症状**が観察された野鳥全般	
検査優先種 2 (8 種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種 3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等 (検査優先種 1、2 以外全種) カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等 (検査優先種 1 以外全種) コウノトリ目コウノトリ科 コウノトリ カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ペリカン目トキ科 クロツラヘラサギ ツル目ツル科 タンチョウ等 (検査優先種 1 以外全種) ツル目クイナ科 オオバン	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種 1 以外全種) タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等 (検査優先種 1、2 以外全種) フクロウ目フクロウ科 コミミズク等 (検査優先種 2 以外全種) ハヤブサ目ハヤブサ科 チヨウゲンボウ等 (検査優先種 1 以外全種) スズメ目カラス科 ハシボソガラス ハシブトガラス	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、クロツラヘラサギ、検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を、死亡野鳥を採食するハシブトガラス及びハシボソガラスを対象とした。
その他の種		
上記以外の鳥種すべて。 猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。 野鳥監視重点区域においては、3 羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査対象とする。		

\* 外来種。

\*\* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（情報編 p.113 図 IV-4 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることができないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※国内希少野生動植物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性及び生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。

**表 I-5 国内希少野生動植物種の鳥類（45 種）**

カモ目カモ科	ハヤブサ目ハヤブサ科	カツオドリ目ウ科
<u>シジュウカラガン(1)</u>	<u>ハヤブサ(1)</u>	チシマウガラス
チドリ目ウミスズメ科	キジ目キジ科	ペリカン目サギ科
エトピリカ	ライチョウ	オオヨシゴイ
ウミガラス	ツル目ツル科	キツツキ目キツツキ科
チドリ目シギ科	<u>タンチョウ(3)</u>	オーストンオオアカゲラ
ヘラシギ	スズメ目ホオジロ科	ミユビゲラ
アマミヤマシギ	シマアオジ	ノグチゲラ
カラフトアオアシシギ	ツル目クイナ科	ミズナギドリ目アホウドリ科
コウノトリ目コウノトリ科	シマクイナ	アホウドリ
<u>コウノトリ(3)</u>	ヤンバルクイナ	ウミツバメ科
ペリカン目トキ科	スズメ目アトリ科	クロコシジロウミツバメ
トキ	オガサワラカワラヒワ	ミズナギドリ目ミズナギドリ科
<u>クロツラヘラサギ(3)</u>	スズメ目ミツスイ科	オガサワラヒメミズナギドリ
ハト目ハト科	ハハジマメグロ	セグロミズナギドリ
キンバト	スズメ目モズ科	フクロウ目フクロウ科
アカガシラカラスバト	アカモズ	<u>ワシミニズク(3)</u>
ヨナグニカラスバト	スズメ目ヒタキ科	<u>シマフクロウ(3)</u>
タカ目タカ科	オオセッカ	
<u>イヌワシ(3)</u>	アカヒゲ	
オガサワラノスリ(3)	ホントウアカヒゲ	
<u>チュウヒ(3)</u>	アカコッコ	
<u>オジロワシ(1)</u>	オオトラツグミ	
<u>オオワシ(2)</u>	スズメ目ヤイロチョウ科	
<u>クマタカ(2)</u>	ヤイロチョウ	
<u>カンムリワシ(3)</u>		

(参考) 環境省ホームページ

国内希少野生動植物種一覧 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

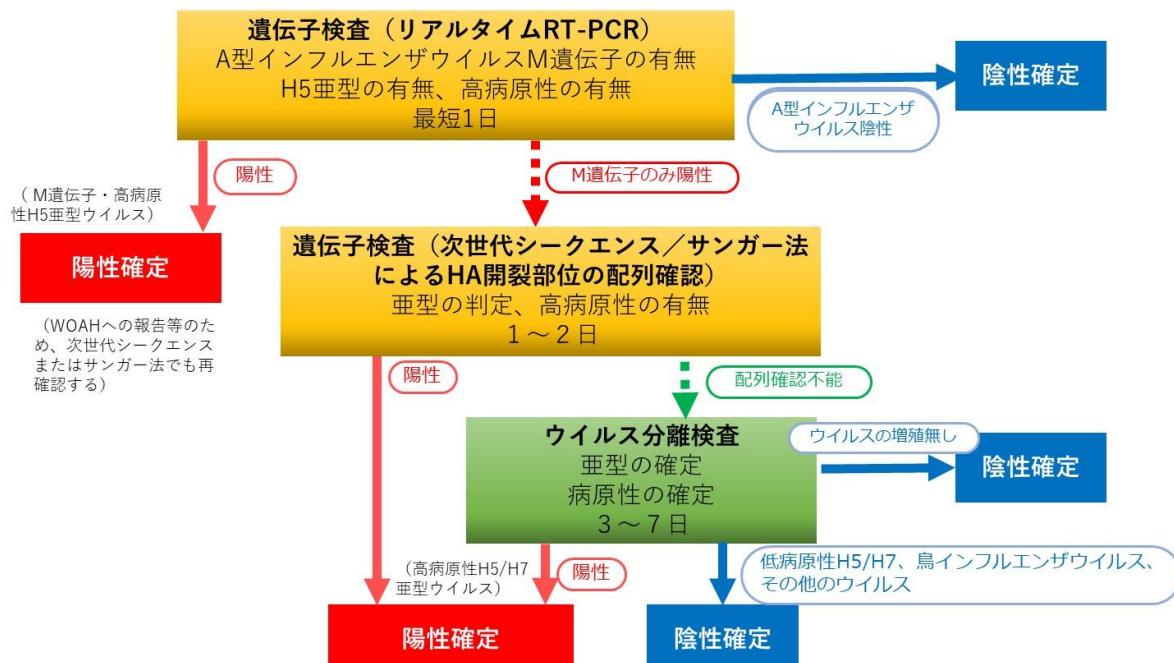
下線は検査優先種、カッコ内は検査優先種のレベル

## 野鳥のサーベイランスにおける高病原性鳥インフルエンザ確定について

高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認をより迅速に行うため、令和3年（2021年）10月より遺伝子検査でA型インフルエンザウイルスの存在確認に加えて、H5亜型又はH7亜型の確認、病原性の確認まで行っている。これらの遺伝子検査において高病原性のH5亜型又はH7亜型の高病原性のインフルエンザウイルスの遺伝子が確認された時点で、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染確認とし、高病原性鳥インフルエンザの発生となる。さらに、令和7年（2025年）度からは、より迅速に感染の確認を行うべく、最短1日でH5亜型の高病原性の確認が可能な新しい検査方法が採用されており、下記に当該検査の流れを図示している。

ただし、これら遺伝子検査で未確定となった場合は、必要に応じて、ウイルス分離を行ってウイルスの存在やその性状を確認する。

（各検査の詳細はp.83～88を参照。）



※ 高病原性の有無を陽性/陰性と表現しており、ウイルスの有無では無い点に注意。

※ 検査結果確定までには、図中の日数の他に検体の輸送日数等がかかる。

## 参考1 関係法令等

### ① 環境省関係

【鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和3年10月告示）】  
 （鳥獣保護管理法第3条に基づく）

#### I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

##### ○第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

###### 6 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応

野生鳥獣に関する感染症は、希少鳥獣や野生鳥獣の個体群の保全を含む、生物多様性の確保及び人の生活や家畜の飼養等への広範な影響を及ぼすことから、鳥獣の保護及び管理に当たっては、感染症対策の観点を広く取り入れ、対応していく必要がある。

（省略）

また、鳥獣行政担当部局においては、国の関係機関や家畜衛生担当部局等とも連携し、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調査又は野生鳥獣に関する感染症対策等を実施し、国民や地域住民、捕獲従事者に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う等の役割が求められている。

#### III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

##### ○第九 その他

###### 6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、国民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

###### （1）高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

### ② 農林水産省関係

#### 【家畜伝染病予防法施行規則】

（家畜以外の動物についての伝染性疾病の発生の状況等を把握するための検査）

第十一条 法第五条第三項の検査は、家畜以外の動物であつて法第二条第一項の表の上欄

に掲げる伝染性疾病にかかり、若しくはかかつている疑いがあるもの又はその死体を対象として、別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病にあつてはそれぞれ同表に定める検査の方法に準ずる方法により、同項の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつて別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病以外のものにあつては通常行う方法により、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの及び家畜防疫員が相互に緊密に連絡し、及び適切に分担して実施するものとする。

（次ページへ続く）

【高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針  
(令和2年7月1日公表。令和6年10月31日一部変更)】

第3章 まん延防止対策

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

7 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

- (1) 都道府県は、野鳥等の家きん以外の鳥類その他動物（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。
- ① 法第10条に基づき、当該鳥類その他動物が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
  - ② 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する速やかな電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理支援システム等を活用した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導
- (2) 都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事する者（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。  
この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力する。

【留意事項 21】野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について

低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等その他の動物から確認された場合には、都道府県は確認地点を中心とした半径1km以内の区域にある全ての農場に対する電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

ただし、緊急の必要がある場合には、法第10条の規定に基づき消毒並びに通行制限及び遮断の措置を講じる。

③ 新型インフルエンザ等対策関係

以下の行動計画や基本戦略において、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握すること等が記載されている。

【新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日全面改定）】

【国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略（令和5年4月7日）】

④ 関係指針等

- ・動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（環境省）

**参考2 財源措置について**

野鳥の高病原性鳥インフルエンザへの対応は、鳥獣保護行政の一環であり、その財政措置については、地方交付税の普通交付税における標準団体行政経費の積算根拠として、マニュアル等に基づく都道府県の事務に係る経費について、平成22年度より認められている。また、高病原性鳥インフルエンザ発生時に必要な経費については、特別交付税措置の対象である。

なお、過去に環境省で実施していた、野生生物の監視や疾病の判断等の感染症対策をメニューに含む「鳥獣等保護事業費補助金」は、平成16年に全国知事会等地方六団体が公表した「国庫補助金負担金等に関する改革案」で明示的に税源移譲対象として要望され、環境省としては、その要望に応じて全額を税源として移譲した経緯がある。